○厚生労働省告示第五百九十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十五日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第百二十八号中「製剤」の下に「（ただし、マラリアに用いられるものを除く。）」を加える。

○農林水産省告示第二千七百三十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準（平成二十四年九月十日農林水産省告示第二千百六十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年十二月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百三十一号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年十二月二十五日

農林水産大臣　郡司　彰

別表中

「常用標準チルミコシン	1容器	9,700円」を
「常用標準チルミコシン	1容器	9,700円
常用標準ツラスロマイシン	1容器	8,400円」に

改める。

○経済産業省告示第二百六十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月三日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十二月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名	登録番号	氏名
400232	渡邊　正憲	410674	増井秀二郎
410675	矢口奈保美	410676	河本　周作
410677	谷石　修治	410678	笹本　敬
410679	亀井　健司	410680	片岡　勇一
410681	西沢　理恵	410682	中川　摂
410683	加藤　達也	410684	田中真里子
410685	内野　啓司		

○経済産業省告示第二百六十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月三日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十二月二十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
107489	竹山　隼
400774	大場　志広
400799	菊地　靖
210092	納富　俊光
400777	清澤　正

○国土交通省告示第千四百八十一号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

工区番号

007―04―6、008―11―2、008―15―4、008―15―5、008―17―2、008―17―3、008―17―5、008―18、008―47―6、008―47―7、008―54―4、009―62―1、009―62―2、009―64―3、009―68、009―69、009―72、014―35―3、014―36―2、200―47―3、210―111、210―172―2、210―172―4、240―20―4、240―37―3、240―38―5、240―38―6、240―53―2、240―67―2

○海上保安庁告示第二百九十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度東経一四二度二〇分、北緯三九度東経一四二度一一分、北緯三九度東経一四一度四八分、北緯三八度一〇分東経一四一度二〇分、北緯三七度三〇分東経一四一度四〇分、北緯三七度二〇分東経一四一度四六分、北緯三六度二〇分東経一四一度一〇分、北緯三六度一〇分東経一四二度四〇分、北緯三九度二〇分東経一四四度一〇分、北緯四〇度東経一四四度一〇分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十五年一月二十一日から平成二十五年二月九日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第一号（平成二十五年一月十一日発行）、三管区水路通報第一号（平成二十五年一月十一日発行）

○環境省告示第百六十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第四項の規定に基づき、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない基準適合特定廃棄物の要件を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年十二月二十五日

環境大臣　長浜　博行

公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない基準適合特定廃棄物の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項の環境大臣が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当する基準適合特定廃棄物であること。

イ　廃プラスチック類

ロ　ゴムくず

ハ　金属くず

ニ　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）

ホ　コンクリートの破片その他これに類する不要物

二　次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、収集、運搬、保管又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがない基準適合特定廃棄物であること。

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）別表第五の下欄に掲げる物質

ロ　有機性の物質

ハ　石綿を吹き付けられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又はこれらのものから除去された石綿

(1)　石綿保温材

(2)　けいそう土保温材

(3)　パーライト保温材

(4)　人の接触、気流及び振動等により(1)から(3)までに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

三　日本工業規格Ｋ〇〇五八―一に定める方法により作成した当該基準適合特定廃棄物に係る検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム百三十四及びセシウム百三十七が検出されないこと。